

長 建 協 発 第 4 8 9 号
平成 2 6 年 1 月 2 3 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

「改正省エネルギー基準・低炭素建築物認定基準に係る講習会」のご案内について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 2 5 年 1 月に「住宅・建築物の省エネルギー基準」が改正され、非住宅建築物については平成 2 5 年 4 月 1 日より施行されており、1 年の経過措置期間を終え、平成 2 6 年 4 月 1 日より完全施行となります。また、住宅においても同様に平成 2 5 年 1 0 月 1 日より施行されており、1 年 6 月の経過措置を経て、平成 2 7 年 4 月 1 日より完全施行されることとなります。

つきましては、改正基準、計算方法などについての説明会を長崎県土木部において開催されることとなり、別添のとおり同部建築課長より案内がまいっておりますのでお知らせ申し上げますとともに、参加される際は、別紙申込書により直接、同課へメール又は F A X にてお申し込み願います。

記

- ・ 開催日時 平成 2 6 年 2 月 2 8 日（金） 1 3 : 0 0 ~ 1 6 : 3 0
(開場 1 2 : 4 0)
- ・ 会 場 長崎県勤労福祉会館 4 階中会議室
- ・ 定 員 8 0 名（定員になり次第締め切りとなります。）
- ・ 受 講 料 無料
- ・ 申込期限 平成 2 6 年 2 月 1 8 日（火）

☆お問い合わせ・申込先

長崎県土木部建築課審査指導班 担当：渡邊

T E L 0 9 5 - 8 9 4 - 3 0 9 3

F A X 0 9 5 - 8 2 7 - 3 3 6 7

メール s08060-shinsa@pref.nagasaki.lg.jp